

決裁年月日 平成19年2月28日

作業員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、作業員の雇用に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で作業員とは、発掘作業員及び整理作業員をいう。

(作業員を充てる職)

第3条 作業員を充てる職は、発掘及び整理作業に従事する場合に限るものとする。

(作業員の採用)

第4条 発掘作業員は、原則として発掘調査箇所の特設市町村住民を対象に募集を行うものとする。

2 整理作業員は、原則として公募とする。

3 作業員の採用は、理事長が決定する。

4 作業員の採用は、雇用通知書(別記様式第1号)を交付して行うものとする。

(雇用期間)

第5条 作業員については、予算の範囲内で雇用期間を定めるものとする。

2 前項の雇用期間は、1回の継続した雇用につき、10箇月を超えてはならない。

(再雇用の制限)

第6条 整理作業員は、前条第2項に該当して退職した者については、退職の日から2箇月を経過した者で、特に雇用する必要がある場合を除き、同一人を再度雇用することはできない。

2 前条第2項及び前項の規定により難しい場合で、理事長が特に必要と認めるときは、別に定めるものとする。

(雇用予定期間中における退職及び解雇)

第7条 雇用予定期間中の退職及び解雇は、次の各号によるものとする。

(1) 作業員が雇用予定期間の満了前において退職するときは、退職願を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 理事長は、雇用予定期間の満了前において業務の都合又はその他の事由により作業員を解雇しようとする場合にあっては、少なくともその30日前に解雇予告(別記様式第2号)により当該作業員に通知しなければならない。

(雇用期間満了による退職)

第8条 作業員は、雇用期間が満了した場合には、当然退職するものとする。

(給与)

第9条 作業員の給与は、賃金及び割増賃金とする。

2 賃金は、別表1に定めるところによる。

3 前項の規定により賃金を決定する場合において、通勤その他の事由により採用が著しく困難であると認められるときは、別に定める賃金を前項の規定により決定された賃金に加算することができる。

4 割増賃金については、「日々雇用職員取扱要綱」(昭和42年4月6日総第10号教育長通知)の定めるところに準ずるものとする。

5 作業員の給与は、勤務した月の翌月の10日までに支給する。

(勤務時間)

第10条 作業員の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、「非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程」(昭和47年11月県訓令第27号)に規定する日々雇い入れられる職員の例によるものとする。

(年次有給休暇)

第11条 雇用予定期間が1ヶ月以上の整理作業員に対しては、「日々雇用職員取扱要綱」(昭和42年4月6日総第10号教育長通知)の定めるところに準じて付与する。

(社会保険)

第12条 整理作業員については、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に関するそれぞれの法律に基づいて当該保険に加入させるものとする。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1

作業員賃金表

区 分	金 額
発掘作業員	1日当たり 6,600円
整理作業員	1日当たり 6,380円

【1日当たりの金額算定根拠】

発掘作業員 県内各市農業委員会農作業標準賃金及び県土木関係設計単価「一般労務単価軽作業員」を参考にする。

整理作業員 日々雇用職員取扱要綱別表4 4年未満の1日あたり金額を適用する。

別記様式第1号

雇 用 通 知 書

年 月 日

殿

財団法人 山形県埋蔵文化財センター
理事長

あなたを次により雇用することとなりましたので通知します。

職 務 内 容	雇 用 事 業 名	
	勤 務 場 所	
	職 務	
勤 務 時 間	8時30分から17時15分まで (ただし、12時15分から13時は休憩時間 12時から12時15分及び15時から15時15分は休息时间)	
雇 用 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号） 第1条第1項各号に掲げる日は、原則として雇用しません。	
賃 金	基 本 賃 金	1日当たり 円
	通 勤 割 増	1日当たり 円
	計	1日当たり 円
	賃金締切日 月末日 賃金支払日 翌月10日	
休 暇	年次有給休暇の日数 日	
(その他) 1 その他勤務条件は、「作業員取扱要綱」のとおりとします。 2 雇用期間が満了し、又は雇用予定期間の中途において雇用事業が完了したときは、雇用はその日までとします。		

別記様式第2号

解 雇 予 告

年 月 日

殿

財団法人 山形県埋蔵文化財センター
理事長

あなたは、下記事由により 年 月 日解雇されますから通知します。